東京都公園協会　霊園課貸付係　令和４年８月作成

都立霊園の利用について

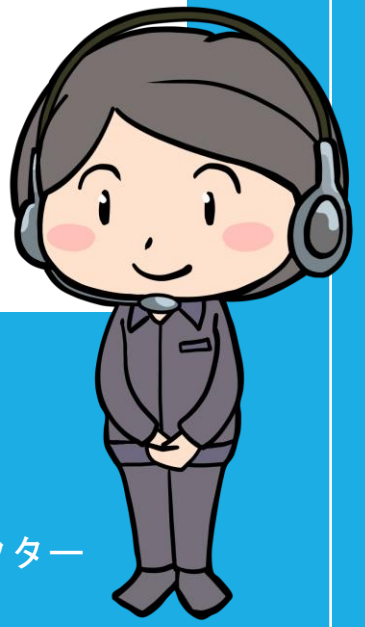

イメージキャラクター
みたまちゃん

管理料とは

ご使用になる霊園の各種施設を維持管理する経費を管理料として、年に1度頂戴しております。

口座振替（自動引き落とし）を登録していただきますとお支払い忘れが防げます。

毎年6月中旬に管理料納入についての通知書をお送りしております。

使用許可証とは

都立霊園の施設を使用する権利を示す、唯一の証書です。

納骨、お墓の工事、改葬等の各種お手続きには**使用許可証の原本**のご提示が必要です。

使用許可を受けた方が大切に保管ください。

紛失時は霊園窓口又は公益社団法人
東京都公園協会霊園課へご連絡ください

使用許可証（サンプル）

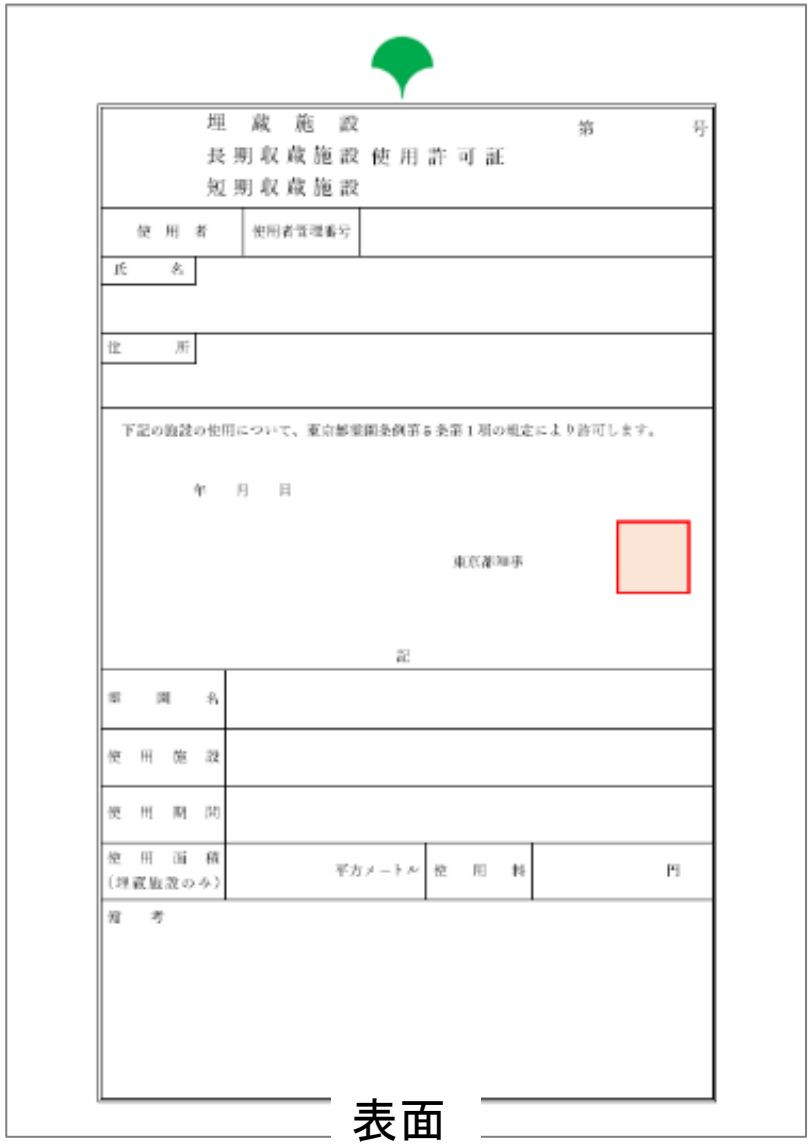

埋　蔵　施　設　　第　　号
長期収蔵施設使用許可証
短期収蔵施設

使用者	使用者管理番号	
氏　名		
住　所		

下記の施設の使用について、東京都霊園条例第５条第１項の規定により許可します。

年　月　日

東京都知事

記

霊園名			
使用施設			
使用期間			
使用面積（埋蔵施設のみ）	平方メートル	使用料	円
備　考			

表面

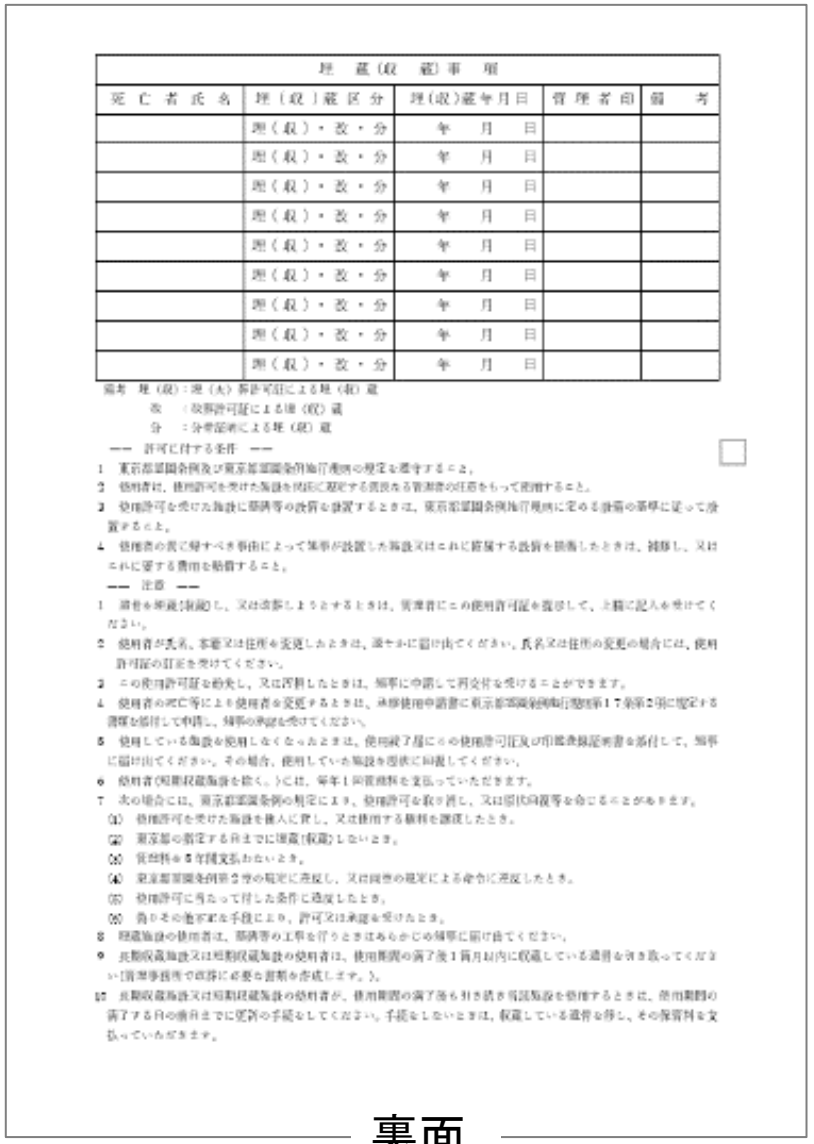

埋　蔵（収　蔵）事　項				
死亡者氏名	埋（収）蔵区分	埋（収）蔵年月日	管理者印	備　考
	埋（収）・改・分	年　月　日		
	埋（収）・改・分	年　月　日		
	埋（収）・改・分	年　月　日		
	埋（収）・改・分	年　月　日		
	埋（収）・改・分	年　月　日		
	埋（収）・改・分	年　月　日		
	埋（収）・改・分	年　月　日		
	埋（収）・改・分	年　月　日		
	埋（収）・改・分	年　月　日		

備考　埋（収）：埋（火）葬許可証による埋（収）蔵
　　改　：改葬許可証による埋（収）蔵
　　分　：分骨証明による埋（収）蔵

―― 許可に付する条件 ――

1 東京都霊園条例及び東京都霊園条例施行規則の規定を遵守すること。
2 使用者は、使用許可を受けた施設を別記に規定する霊園なる管理者の注意をもって使用すること。
3 使用許可を受けた施設に墓碑等の設置を設置するときは、東京都霊園条例施行規則に定める設置の基準に従って設置すること。
4 使用者の責に帰すべき事由によって使用が設置した施設又はこれに附属する設備を損傷したときは、補修し、又はこれに要する費用を賠償すること。

―― 注意 ――

1 遺骨を埋蔵（収蔵）し、又は改葬しようとするときは、管理者にこの使用許可証を提示して、上欄に記入を受けてください。
2 使用者が氏名、本籍又は住所を変更したときは、速やかに届け出てください。氏名又は住所の変更の場合には、使用許可証の訂正を受けてください。
3 この使用許可証を紛失し、又は汚損したときは、知事にその旨して再交付を受けることができます。
4 使用者の死亡等により使用者を変更するときは、承継使用申請書に東京都霊園条例施行規則第１７条第２項に規定する書類を添付して申請し、知事の承認を受けてください。
5 使用している施設を使用しなくなったときは、使用終了届けこの使用許可証及び印鑑登録証明書を添付して、知事に届け出てください。その場合、使用していた施設を原状に回復してください。
6 使用者（短期収蔵施設を除く。）には、毎年１回管理料を支払っていただきます。
7 次の場合には、東京都霊園条例の規定により、使用許可を取り消し、又は原状回復等を命じることがあります。
　(1) 使用許可を受けた施設を他人に貸し、又は使用する権利を譲渡したとき。
　(2) 東京都の指定する日までに埋蔵（収蔵）しないとき。
　(3) 管理料を３年間支払わないとき。
　(4) 東京都霊園条例第３号の規定に違反し、又は同号の規定による命令に違反したとき。
　(5) 使用許可に当たって付した条件に違反したとき。
　(6) 偽りその他不正な手段により、許可又は承認を受けたとき。
8 埋蔵施設の使用者は、墓碑等の工事を行うときはあらかじめ知事に届け出てください。
9 長期収蔵施設又は短期収蔵施設の使用者は、使用期間の満了後１箇月以内に収蔵している遺骨を引き取ってください（管理事務所で改葬に必要な書類を作成します。）。
10 長期収蔵施設又は短期収蔵施設の使用者が、使用期間の満了後も引き続き当該施設を使用するときは、使用期間の満了する日の前日までに更新の手続をしてください。手続をしないときは、収蔵している遺骨を移し、その保管料を支払っていただきます。

裏面

1.お墓の使用開始

一般埋蔵施設・芝生埋蔵施設ご使用の方へ

お墓の工事

一般埋蔵施設（一般墓所）

区画割された土地のイメージ

墓石を建てることは義務付けられていませんが、
囲障（外柵）を使用許可日から3年以内に
自費で設置することが規則で定められています。

工事の注意

○設備制限があるため、申請前に図面を都立霊園窓口で確認してもらってください。

○使用許可日以降、使用許可証がお手元に届いてから工事申請することができます。

○お墓の工事を行うためには、事前に届け出が必要です。

未届けの工事は中止・現状回復していただきます。

墓石等設置の注意

一般埋蔵施設

<u>使用許可日から3年以内</u>に囲障(外柵)の設置義務があります。

⚠ 設置位置・サイズ等の規定についてはご使用の都立霊園窓口にお問い合わせください。

例）

囲障の地盤面からの高さ

80cm以内

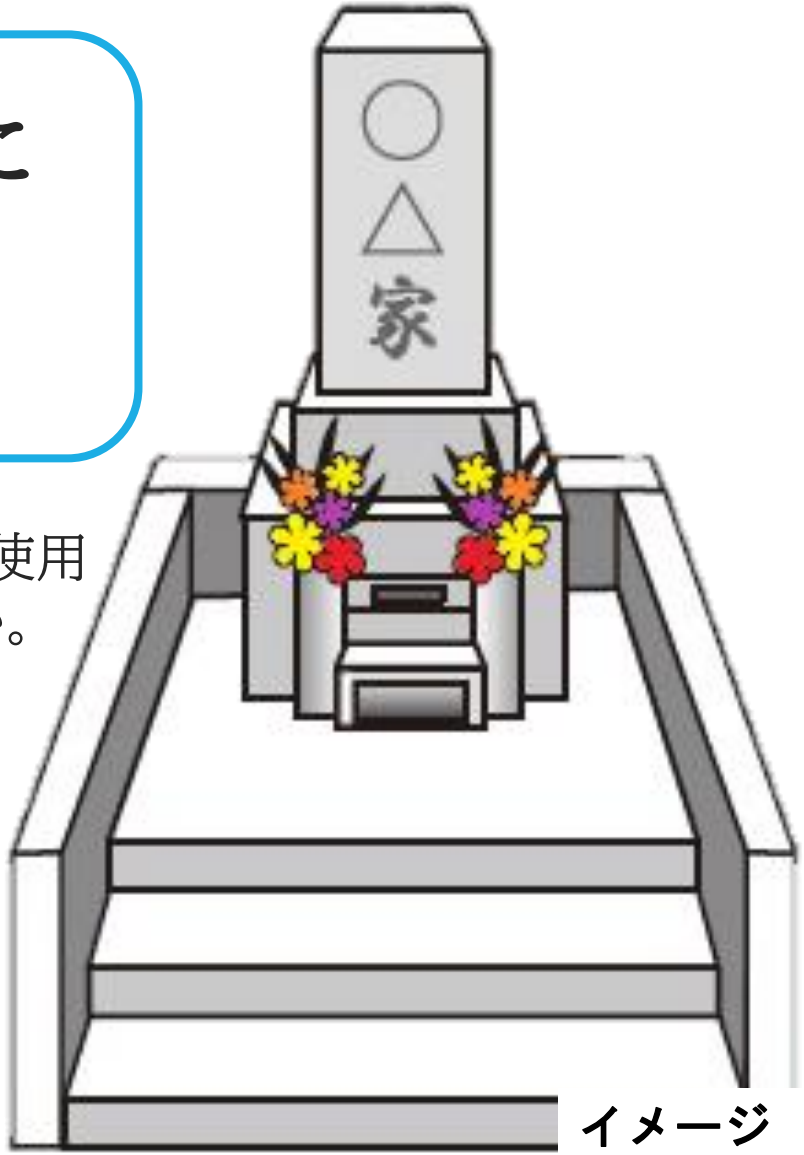

イメージ

芝生埋蔵施設

墓石等設置の注意

○カロート(地下納骨施設)は予め設置されています。

○墓石、台石及び拝石を設置することは義務づけられていません。

○<u>カロートの改造・生垣・土盛り・囲障の設置・植樹は一切できません。</u>

※墓石等のサイズ制限があります。
事前に都立霊園窓口へご相談ください。

納骨

（埋蔵・収蔵）

申込遺骨は、
許可を受けた日から3年以内の
ご納骨が必要です。

期間内に納骨を行わない場合、
使用許可取消の対象となります。

（東京都霊園条例第二十一条）

納骨申請に必要なもの

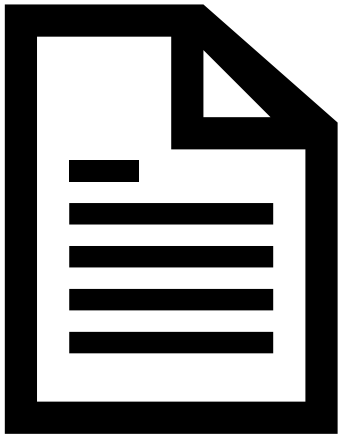

①使用許可証

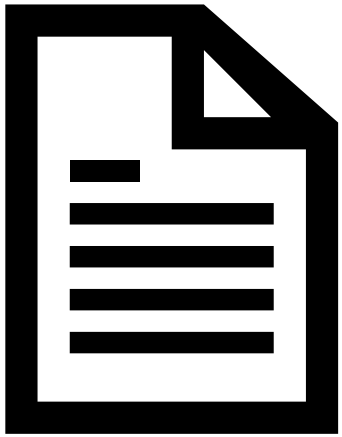

②火葬許可証
または
改葬許可証

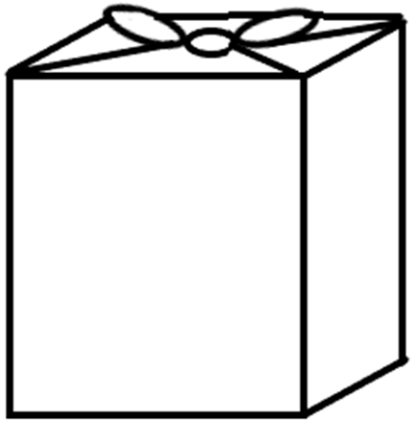

③遺骨

※申込遺骨が最初のご納骨となります。

納骨前にお使いの都立霊園窓口へ申請を行ってください。

納骨申請の場所

ご利用の都立霊園窓口にてお受けします。
「必要なもの」をご持参の上、納骨前に
お越しください。

ご納骨作業について

一般、芝生埋蔵施設

お客様ご自身でご納骨いただくか、
お客様から石材店等へご依頼ください。

立体埋蔵施設　および　合葬埋蔵施設（樹林樹木含む）

職員が納骨を行います。事前予約が必要な施設もございます。事前に窓口へお問い合わせ下さい。

長期収蔵埋蔵施設（みたま堂）

職員がロッカー扉の開閉を行います

2.お墓の管理方法

一般埋蔵施設・芝生埋蔵施設ご使用の方へ

お墓の清掃

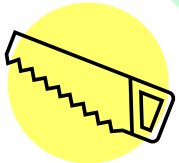

墓所内清掃のおねがい

荒れ墓所の例

皆様が気持ちよく
ご使用いただけますよう
ご協力ください

墓所内の墓石および、雑草は使用者様ご自身で
管理・清掃をお願いします。

墓石の清掃

道具の貸し出し

都立霊園の窓口にて
掃除道具等の貸し出しも
行っております。
どうぞご利用ください。

管理事務所で貸し出している掃除道具の例
（小平霊園）

ごみは全てお持ち帰りください

可燃ごみ、ペットボトルや缶、袋などのごみは園内で捨てられません。

剪定枝・雑草・下げ花・不要な卒塔婆のみ
園内の所定の場所にて回収いたします。

（事業者は除く）

一般埋蔵施設ご使用の方

樹木の管理

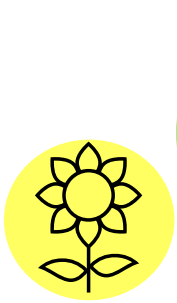

墓所内樹木の管理

墓所内に生えた雑草や樹木の管理
清掃は使用者が責任を持って
行ってください。

樹木の管理

特にご注意いただくこと

樹木の管理・手入れを怠りますと、
木の成長により囲障や墓石が壊れる
可能性があります。

樹木の枝が、隣接墓所の敷地にまで越境した場合、使用者同士のトラブルの原因になるおそれがあります。

樹木が越境してしまっている墓所の例

囲障から樹木や草花が越える
ことがないようご管理ください。

囲障(外柵)を越えている樹木・草花の例

お隣の墓所との間に自然に生えた樹木は、発見したらすぐに摘み取りましょう。

成長すると大切なお墓に影響が出る可能性があります。
小さいうちに草木の摘み取り、引き抜きをしましょう。

3. トラブルになる前に

お墓に関して、トラブルが起きないよう、
関係者（親族間・石材店など）と
事前に話し合いをしましょう。

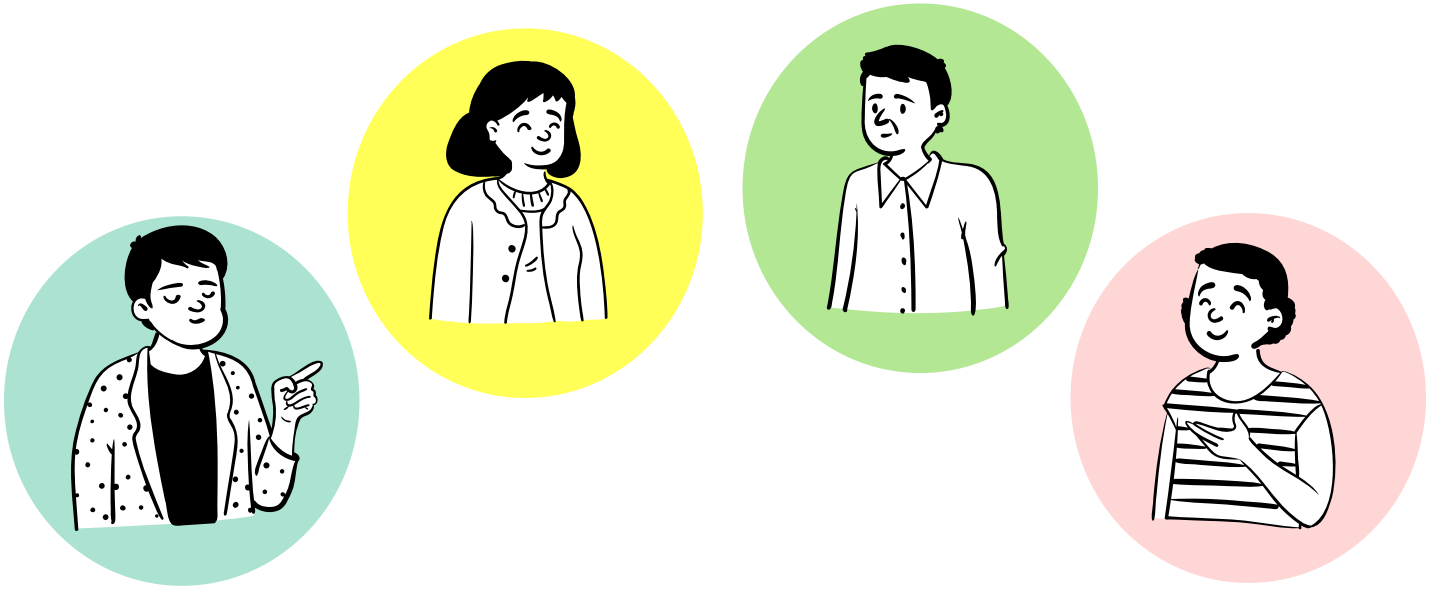

次はどなたがお墓を守られますか？

ご親族間での『話し合い』が重要です

どのようなお墓を建てますか？

全て「お任せ」にするのではなく、
使用許可を得た方は、
お墓の場所を事前に「直接確認する」など
ご準備ください。

石材店等の業者やご家族と
よくお話合いのうえお手続きください。

雑草などが生い茂ってお隣の
お墓のご迷惑になっていませんか？

初めは小さな草花でも、成長すると大変なことに…
お墓参りの際には、こまめなお手入れをお願いいたします。

困った時はご相談ください

埋葬・改葬・墓所工事など

使用しているお墓のご相談は お使いの霊園 へ

使用許可証の再交付・承継（名義変更）など

全都立霊園 または 新宿本社 へ

管理料の減額・分割払いなど

新宿本社 へ

※　管理料の減額は該当する年の4月1日現在、生活保護または中国残留邦人の支援給付を受給している方が対象です。

全都立霊園：　平日・土日祝日　　新宿本社：平日

（年末年始除く）に受付けております

ご視聴ありがとうございました

都立霊園公式サイト
TOKYO霊園さんぽのご案内

TOKYO霊園さんぽ
QRコード

URL

https://www.tokyo-park.or.jp/reien/

都立霊園に関するご質問に**チャットボット**で回答中！

各種お手続きに必要な**様式等のダウンロード**もできます